

歯科診療情報に関わる電子用語集構築とその有効性検証に関する研究

研究分担者 鈴木一郎 新潟大学医歯学総合病院

研究要旨 本研究の目的は、歯科診療で使われる用語を網羅的に収集した電子用語集を作成し、それらを用いて、身元確認や在宅診療の場での診療情報共有を、過不足なく行えるか検証することである。

研究分担の内容は、厚生労働省標準となっている歯科標準コード類（歯式、病名、診療行為）を組合せて、口腔内の状態をどの程度表現できるか検討し、既存の歯科標準コード類の拡張案について整理することである。拡張案では、診療行為と病名との関係から導き出せる歯の状態を過不足なく表せることから、歯科診療に関する知識が充分でないシステムエンジニアでも、既存システムに蓄積されている歯科医療情報を効率よく変換するプログラムを作れるようになった。

A.研究目的

歯科診療で使われる用語を網羅的に収集して電子用語集とし、身元確認や在宅診療の場でそれらを用いた診療情報共有が過不足なく行えることを検証すること。

B.研究方法

これまで歯科の標準化を進めてきた医療情報システム開発センタ(MEDIS-DC)および社会保険診療報酬支払基金で電子的に提供されている標準コード類を用いた。病名コードから歯の状態を決定できる内容を抽出した。例えば、慢性歯周炎の病名がついた歯は現在歯であり、C病名がついた歯は未処置歯、そしてブリッジの病名がついた歯は現在歯と喪失歯に分けられる。

収集した用語をグルーピングし、1つの歯の情報を、.レコード識別情報パート、.部位パート、.現在歯の有無パート、.現在歯の内容パート、.欠損歯の内容パート、.その他パートの6つのパート、計32項目で表すこととした。

C.研究結果

6つのパートに分けて定義できた歯の診

査情報の項目は、歯種、現在歯の有無、現在歯の内容、欠損歯の内容を中心とした項目で、歯科健診や初診時の口腔診査だけでなく歯科診療行為（算定項目）からも紐付けしやすいことに重点をおいた。その結果、初診時の歯の診査情報を初期値とし、歯科診療行為に応じて該当歯の内容を更新することで常に最新の歯の診査情報とすることができるようになった（参考資料：拡張歯式コード仕様 V0.9）。

D.考察

本研究の成果は、上述のように“歯科診療情報の標準化に関する検討会”で承認されたことから、今後、他の医科系コード同様いわゆる厚生労働省標準コードとして利用されると考えられる。また、今回のコード体系は、医科で使われている標準病名集との互換性を持たせたことから、患者の身体状態の評価や診療情報交換の点でも、地域医療の推進にも利用されると考えられる。

E.結論

今回の定義は、警察歯科医会身元確認マ

ニュアルの歯科所見の一部および厚生労働省・歯科診療情報の標準化に関する検討会の「標準プロファイル 26 項目」に対応しており、日常行われる歯科診療や歯科健診における歯の診査情報や歯科診療行為から災害時の身元確認等へとつながるものである。

#### F.健康危険情報

研究の結果得られた成果の中で健康危険情報に相当するものはない。

#### G.研究発表

##### 1. 論文発表

日本歯科医学会平成 26 年度採択プロジェクト研究 C.歯科医療情報システムの基本構築 画像データを中心とした歯科医療情報標準化－歯科における DICOM の整備と展開－報告書（投稿中）

##### 2. 学会発表

口腔診査情報の標準交換規約具体案について：玉川裕夫,勝又明敏,青木孝文,齊藤孝親,鈴木一郎,末瀬一彦.第35会医療情報学連合大会,沖縄.2015/11/1.

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得  
なし。
2. 実用新案登録  
なし。
3. その他

厚生労働省で開かれた”歯科診療情報の標準化に関する検討会”で”身元確認に資する歯科情報(標準データセット)”が承認された。